

平成 16 年度九大規則第 3 号
制 定：平成 16 年 4 月 1 日
最終改正：令和 5 年 3 月 9 日
(令和 4 年度九大規則第 26 号)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
- 第 2 章 入学、再入学、転学及び編入学等（第 9 条～第 17 条の 3）
- 第 3 章 教育方法等（第 17 条の 4～第 26 条）
- 第 4 章 修了要件及び学位授与（第 27 条～第 32 条）
- 第 5 章 退学、留学及び休学（第 33 条～第 36 条）
- 第 6 章 表彰、除籍及び懲戒（第 37 条～第 40 条）
- 第 7 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第 41 条～第 45 条）
- 第 8 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第 46 条～第 51 条）
- 第 9 章 専門職大学院の教育方法等（第 52 条～第 58 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 6 条第 10 項の規定に基づき、学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第 2 条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5 年とする。

【大学院設置基準第 4 条】

2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4 年とする。

【大学院設置基準第 44 条】

3 後期 3 年の課程のみの博士課程（以下「後期のみの博士課程」という。）の標準修業年限は、3 年とする。

【大学院設置基準第 4 条】

4 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。

【大学院設置基準第 4 条】

5 前項の規定にかかわらず、システム生命科学府の博士課程にあっては、この区分を設けないものとする。

6 第 4 項の前期 2 年及び後期 3 年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」（連係学府にあっては、「博士前期課程」と称する。）及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

7 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

【大学院設置基準第 3 条】

8 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各学府規則の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とすることができます。

【大学院設置基準第 3 条】

第 3 条 専門職学位課程（法務学府実務法学専攻（以下「法科大学院」という。）を除く。）の標準修業年限は、2 年とする。

【専門職大学院設置基準第 2 条】

2 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。

【専門職大学院設置基準第18条】

(在学期間の限度)

第4条 九州大学大学院（以下「本大学院」という。）における同一学府の在学期間の限度は、修士課程は4年、博士後期課程及び後期のみの博士課程は6年、一貫制博士課程は10年とする。

2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、8年とする。

第5条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における在学期間の限度は4年とし、法科大学院における在学期間の限度は6年とする。

(定員)

第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学府規則において定める。

3 前項に定める各学期は、2つの授業期間に区分することができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第23条】

(休業日)

第8条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

九州大学記念日 5月11日

別に定める春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学及び編入学等

(入学の時期)

第9条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるとときは、学期の始めに入学させることができる。

【学教法規則第163条】

(修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程の入学資格)

第10条 修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準

を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】

(博士後期課程及び後期のみの博士課程の入学資格)

第11条 博士後期課程及び後期のみの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第27条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

【学教法第102条、学教法規則第156条】

(医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格)

第12条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の

- 課程を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校 (その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。) において、修業年限が 5 年以上である課程を修了すること (当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。) により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの **【学教法第 102 条、学教法規則第 155 条】**
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。
- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に 4 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程 (その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
【学教法第 102 条、学教法規則第 159 条、第 160 条】

(入学資格審査)

第 13 条 第 10 条第 1 項第 10 号、第 11 条第 8 号及び前条第 1 項第 8 号の入学資格審査の実施方法等については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

(入学の出願)

第 13 条の 2 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第 14 条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の細部については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

第 14 条の 2 本大学院の学府の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程及び後期のみの博士課程へ進学を志願する者については前条の規定を準用するものとする。

(入学の手続及び許可)

第 14 条の 3 総長は、第 14 条第 1 項の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付 (入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあっては、当該免除又は徴収猶予に係る申請) 及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第 14 条の 4 第 33 条の規定により退学した後、再び同一学府に入学を志願する者については、選考の上、再入学を許可することがある。

(転学)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者が、本大学院に転学を願い出たときは、学期の始めに限り、考查の上、転学を許可することがある。

(1) 他の大学院に在学する者

(2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の転学願は、当該大学長又は所属研究科等の長の紹介状を添えて、志望する本大学院の学府の長に提出するものとする。

3 第1項により転学を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

第16条 本大学院の学府の学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、学府長を経て、総長に転学願を提出するものとする。

2 総長は、転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可する。

（転学府及び専攻の変更）

第17条 本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願い出たときは、当該他の学府の学府長は、学期の始めに限り、考查の上、許可することがある。

2 前項の規定により本大学院の学府の学生が、他の学府に転学府しようとするときは、指導教員を経て、学府長に転学府願を提出し、当該学府長の許可を得るものとする。

3 第1項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

4 前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

（編入学）

第17条の2 第11条各号のいずれかに該当する者が、本大学院の一貫制博士課程を置く学府の第3年次に編入学を願い出たときは、考查の上、許可することがある。

2 前項の編入学について必要な事項は、当該学府規則において別に定める。

（再入学等の手続及び許可）

第17条の3 再入学、転学（第16条の転学を除く。）及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る手続及び許可については、第14条の3の規定を準用する。

第3章 教育方法等

（教育課程の編成方針）

第17条の4 総長は、本大学院の学府（専門職大学院を除く。）において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「学校教育法施行規則」という。）第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定させ、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

【大学院設置基準第11条】

（大学院基幹教育）

第17条の5 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を大学院基幹教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

（卓越大学院プログラム）

第17条の6 本大学院に、卓越大学院プログラムを置く。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（未来共創リーダー育成プログラム）

第17条の7 本大学院に、未来共創リーダー育成プログラムを置く。

2 未来共創リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（未来創造コース）

第17条の8 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を未来創造コースと称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第18条 本大学院の学府の教育は、授業科目の授業及び研究指導（専門職大学院にあっては、授業科目の授業。以下同じ。）によって行うものとする。 【大学院設置基準第12条】

2 本大学院（専門職大学院を除く。）の学府は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の学府が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

【大学院設置基準第12条】

3 本大学院の学府は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

4 本大学院の学府は、第1項の授業科目の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

5 本大学院の学府の教育に必要な授業科目、単位、研究指導等については、この規則に定めるもののほか、各学府規則において定める。

(単位の計算方法)

第18条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学府規則に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府規則に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

(成績評価基準等の明示等)

第18条の3 学府長は、学生に対して、授業科目の授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文（専門職大学院にあっては、学修の成果）に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【大学院設置基準第14条の2】

(組織的な研修等)

第18条の4 学府長は、学生に対する教育の充実を図るため、当該学府の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

【大学院設置基準第9条の3、専門職大学院設置基準第5条の2】

2 学府長は、第18条第2項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

【大学院設置基準第9条の3】

(授業科目の選定等)

第19条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2 各学府規則で定めるところにより、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件と

なる単位に充当することができる。

(試験)

第20条 履修した各授業科目の合格又は不合格は、試験又は研究報告によって認定する。

2 前項の試験は、毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(成績)

第21条 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程の授業科目を履修する場合について準用する。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

3 学府長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

【大学院設置基準第13条】

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第23条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第24条 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院の学府に入学した後本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

2 前項の規定は、第22条第2項の場合に準用する。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条】

3 前2項の規定により、各学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

(本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位の上限)

第25条の2 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を学府長に申し出たときは、学府教授会の議を経て学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条の2】

第4章 修了要件及び学位授与

(修士課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、各学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、総長が認めるときは、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第16条】

第27条の2 第2条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、各学府規則で定めるところにより、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査

【大学院設置基準第16条の2】

(博士課程の修了要件)

第28条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。）の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

- 2 第2条第8項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により本大学院の学府への入学資格に關し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。た

だし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究 業績を上げた者については、博士後期課程に 1 年（標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職 学位課程を修了した者にあっては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間）以上 在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第 17 条】

- 4 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件）

第 29 条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に 4 年以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30 単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第 44 条】

（大学院における在学期間の短縮）

第 29 条の 2 第 25 条の規定により学生が本大学院の学府に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院の学府において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で本大学院の学府が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

【大学院設置基準第 18 条】

- 2 前項の規定は、修士課程を修了した者の第 28 条第 1 項（第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する博士課程における在学期間（第 28 条第 1 項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

【大学院設置基準第 18 条】

（後期のみの博士課程の修了要件）

第 29 条の 3 後期のみの博士課程の修了要件は、後期のみの博士課程に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、後期のみの博士課程に 1 年（第 27 条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあっては、当該課程における在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

（学位論文等及び最終試験）

第 30 条 第 27 条から前条までの最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）を中心とし、これに関連のある授業科目について、行うものとする。

第 31 条 学位論文等及び最終試験の合格又は不合格は、学府教授会において審査する。

- 2 論文審査及び最終試験の細部については、別に定める。

（学位の授与）

第 32 条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位規則（平成 16 年度九大規則第 86 号）の定めるところにより、学位を授与するものとする。

【学教法第 104 条、学位規則第 2 条】

- 2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第 27 条及び第 27 条の 2 に規定す

る修了要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第5章 退学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学府長を経て総長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院等に留学を志願する学生は、学府長に留学願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件としての在学期間に通算することができる。

(休学)

第35条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学府長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、学府長は、休学を許可することができる。

3 疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学府長は、休学を命ずることができる。

4 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学府長の許可を得て、復学することができる。

5 休学した期間は、在学期間に算入しない。

6 休学期間は、修士課程においては2年を、博士後期課程及び後期のみの博士課程においては3年を、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

7 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。

第36条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における休学期間は2年を超えることができない。

2 法科大学院における休学期間は3年を超えることができない。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第37条 学生に表彰に値する行為があったときは、総長がこれを表彰することがある。

2 表彰に關し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第38条 総長は、学府長の報告により学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 第4条又は第5条に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第35条第6項若しくは第7項又は第36条に規定する休学期間の限度を超えてなお復学できないとき。

第39条 総長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生を除籍する。

(1) 入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が、所定の期日までに入学料を納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

第40条 総長は、学生が九州大学（以下「本学」という。）の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

- 2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第41条 入学及び再入学等を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学及び再入学等に当たっては、入学料を納付しなければならない。

- 2 入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予ができる。

- 3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第43条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納付区分	納期
前期（4月1日から9月30日まで）	5月31日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	11月30日まで

- 2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。
- 3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。
- 4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第44条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第2号。以下「費用規程」という。）に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、学府の授業科目のうち一又は複数を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準31条】

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、学府又は第17条の5第2項に定める大学院基幹教育で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学において、学府の開講する特定の授業科

目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 学府において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の学府又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第51条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

第9章 専門職大学院の教育方法等

(教育課程)

第52条 総長は、専門職大学院において、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

【専門職大学院設置基準第6条】

(教育課程連携協議会)

第52条の2 専門職大学院に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会の任務、組織その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第53条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

2 第18条第3項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

(履修科目的登録の上限)

第54条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

【専門職大学院設置基準第12条】

(専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第55条 第22条(第3項を除く。)、第23条及び第25条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第3項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第13条、第14条】

2 前項の規定にかかわらず、第22条(第3項を除く。)、第23条、第25条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び第58条第1項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第3項の規定にかかわらず

ず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて33単位を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める者について法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて49単位を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第21条、第22条】

(専門職学位課程の修了要件)

第56条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、当該学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

【専門職大学院設置基準第15条】

2 法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、当該大学院規則で定められた授業科目を履修し、93単位以上の所定の単位を修得することとする。

【専門職大学院設置基準第23条】

3 専門職大学院において、必要と認めるときは、前2項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

(専門職学位課程の在学期間の短縮)

第57条 専門職大学院は、第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第16条】

(法科大学院の法学既修者)

第58条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第56条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第25条】

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第25条】

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本大学院に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学大学院学則（昭和50年5月20日施行）等の規定によるものとする。

附 則（平成16年度九大規則第195号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第32号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第39号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第33号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第60号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第39号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第51号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第82号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第1号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第30号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第48号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第85号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条第2項の規定は、平成26年4月1日に九州大学法務学府実務法学専攻に入学する者から適用し、同年3月31日に同専攻に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第79号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第4号）

この規則は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年度九大規則第87号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第69号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第62号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第26号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第6号）

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則（以下「新規則」という。）第10条第1項第2号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

3 新規則第24条、第25条、第25条の2、第29条の2の規定は、令和2年6月30日から適用する。

附 則（令和2年度九大規則第38号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第43号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第21条及び第56条の規定は、令和3年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第52号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第69号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条の規定は、令和4年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第26号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学府名	専攻名	学生定員					収容定員	
		修士課程		博士後期課程				
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次		
人文科学府	人文基礎専攻	16	16	7	7	7	187 うち修士課程 112 博士後期課程 75	
	歴史空間論専攻	20	20	9	9	9		
	言語・文学専攻	20	20	9	9	9		
	計	56	56	25	25	25		
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻	60	60	35	35	35	225 うち修士課程 120 博士後期課程 105	
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	5	5	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120	
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9		
	行動システム専攻	17	17	10	10	10		
	教育システム専攻	19	19	9	9	9		
	空間システム専攻	28	28	7	7	7		
	計	95	95	40	40	40		
法学府	法政理論専攻	72	62	17	17	17	185 うち修士課程 134 博士後期課程 51	
経済学府	経済工学専攻	20 【1】	20 【1】	10 【1】	10 【1】	10 【1】	166 【5】 うち修士課程 94 博士後期課程 72 【3】	
	経済システム専攻	27	27	14	14	14		
	計	47 【1】	47 【1】	24 【1】	24 【1】	24 【1】		

理学府	物理学専攻	41	41	14	14	14	うち修士課程 288 博士後期課程 141	429
	化学専攻	62	62	19	19	19		
	地球惑星科学専攻	41	41	14	14	14		
	計	144	144	47	47	47		
数理学府	数理学専攻	54 【8】	54 【8】	20 【9】	20 【9】	20 【9】	168 【43】 うち修士課程 108 【16】 博士後期課程 60 【27】	
医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	うち修士課程 94 博士後期課程 30	124
	保健学専攻	27	27	10	10	10		94
	計	47	47	10	10	10		30
歯学府	口腔科学専攻	6	—	—	—	—		6
薬学府	創薬科学専攻	55	55	12	12	12	うち修士課程 110 博士後期課程 36	146
工学府	材料工学専攻	43	43	10	10	10	※ 1,191 1,171 うち修士課程 ※ 852 832 博士後期課程 339	※ 1,191
	応用化学専攻	68	68	18	18	18		1,171
	化学工学専攻	30	30	8	8	8		うち修士課程 ※ 852
	機械工学専攻	73	73	16	16	16		832
	水素エネルギーシステム専攻	35	35	9	9	9		博士後期課程 339
	航空宇宙工学専攻	30	30	10	10	10		
	量子物理工学専攻	30	30	10	10	10		
	船舶海洋工学専攻	25	25	8	8	8		

	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	
	共同資源工学専攻	※ 20 10	※ 20 10	—	—	—	
	土木工学専攻	52	52	16	16	16	
	計	※ 426 416	※ 426 416	113	113	113	
芸術工学府	芸術工学専攻	120	120	30	30	—	330
	(芸術工学専攻)	—	—	—	—	25	うち修士課程 240
	(デザインストラテジー専攻)	—	—	—	—	5	博士後期課程 90
	計	120	120	30	30	30	
システム情報科学府	情報理工学専攻	105 【2】	105 【2】	29 【3】	29 【3】	29 【3】	475 【18】
	電気電子工学専攻	65 【1】	65 【1】	16 【1】	16 【1】	16 【1】	うち修士課程 340 【6】
	計	170 【3】	170 【3】	45 【4】	45 【4】	45 【4】	博士後期課程 135 【12】
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	62	62	62	530 うち修士課程 344 博士後期課程 186
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	66	66	26	26	26	719 うち修士課程 488 博士後期課程 231
	環境農学専攻	66	66	21	21	21	
	農業資源経済学専攻	13	13	5	5	5	
	生命機能科学専攻	99	99	25	25	25	
	計	244	244	77	77	77	
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻	10	—	3	—	—	143 うち修士課程

		21	21	7	7	7	102 博士後期課程 41
	オートモーティブサイエンス専攻						
	ライブラリーサイエンス専攻	10	10	3	3	3	
	(ユーザー感性学専攻)	—	30	—	4	4	
	計	41	61	13	14	14	
マス・フォア ・イノベーション連係学府		博士前期課程 〈12〉	博士後期課程 〈12〉	博士後期課程 〈14〉	博士後期課程 〈14〉	博士後期課程 〈14〉	〈66〉 うち 博士前期課程 〈24〉 博士後期課程 〈42〉
総	計	※ 1,809 1,799	※ 1,813 1,803	570	571	571	※ 5,334 5,314 うち修士課程 ※ 3,622 3,602 博士後期課程 1,712

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができます。
- 3 工学府共同資源工学専攻及び総計の※付きの数字は、本学及び北海道大学の合計数である。
- 4 〈 〉を付した数字は連係学府の定員数であり、各連係協力学府の定員数の内数である。
- 5 【 】を付した数字は連係協力学府から連係学府に割り当てる定員数で、かつ、連係協力学府の定員数の内数である。

別表第2（第6条関係）

（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程）

学 庸 名	専 攻 名	学生定員					収容定員	
		博士課程						
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次		
システム生命科学府	システム生命科学専攻	54	54	54	54	54	270	
医学系学府	医学専攻	107	107	107	107	—	428	
歯学府	歯学専攻	43	43	43	43	—	172	
薬学府	臨床薬学専攻	5	5	5	5	—	20	
総 計		209	209	209	209	54	890	

(備考)　外国人である学生は、定員外とすることができます。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学府名	専攻名	学生定員			収容定員	
		専門職学位課程				
		1年次	2年次	3年次		
人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	30	—	60	
法務学府	実務法学専攻	45	45	45	135	
経済学府	産業マネジメント専攻	45	45	—	90	
医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	20	—	40	
総計		140	140	45	325	

(備考)　外国人である学生は、定員外とすることができます。